

○6号館地下教育施設利用要綱

2015年4月1日

制定

(目的)

第1条 メディア委員会（以下「委員会」という。）規程に定められている「6号館地下教育施設（メディア工房、スタジオ、アトリエ）（以下「施設」という。）・機器」の利用に関し、必要な事項を定める。

(施設・機器の利用)

第2条 施設・機器の利用は、教育、研究、学習、大学行事及び課外活動を目的とするものに限る。

2 前項で定める目的以外で利用する場合には、大学の関係部署あるいは関係委員会の意見を徴した上で、委員会の承認を得なければならない。

(施設の利用資格)

第3条 施設を利用する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 専任教員、特任教授、客員教授、特任講師、特命講師、名誉教授及び受入交換教員
- (2) 非常勤教員
- (3) 客員研究員
- (4) 専任教員との共同研究者で、学術研究センターのプロジェクトとして受け入れられた共同研究を行う者
- (5) 学部学生、大学院生、科目聴講生、科目履修生、特別聴講学生及び大学院研究生
- (6) ゲスト講師及びティーチング・アシスタント(TA)
- (7) 専任職員及び非専任職員
- (8) 「東京経済大学施設使用料規程」第3条に定める使用料免除者及び団体
- (9) その他、委員会の承認を得た者及び団体

(施設の利用時間)

第4条 施設の利用時間は、施設の開閉時間内とする。

(施設の利用優先順位)

第5条 施設の利用優先順位（利用日時の割当ても含む。）は、次の各号に掲げられる順位によるものとし、上位の利用に支障がない限り下位の利用又は日時の割当てを行うことができる。ただし、委員会が特に必要と認めた場合にはこの利用優先順位を変更して利用することができる。

- (1) 施設の維持管理及び運営上必要な利用
- (2) 大学の管理運営上必要な利用
- (3) 授業に係る利用
- (4) 学術研究上の利用
- (5) 大学の各種行事に係る利用
- (6) 学生の学習による利用
- (7) 前各号に掲げる以外の利用

(施設の利用登録)

第6条 施設の利用希望はメディア工房受付に申請を行い所定の手続きをしなければなら  
ない。ただし、通年あるいは半期の授業で利用することがあらかじめ決定されている（授  
業時間表において教室が明記されている）場合は、学務課から事前に連絡があればこの所  
定の手続きを省略することができる。

(貸出機器利用の登録)

第7条 利用者は委員会の定めた貸出ルールに従いAV機器及びソフトウェア（以下「貸出機  
器」という。）の貸出を受けることができる。

2 貸出機器の利用を希望する者は、メディア工房受付に申請を行い所定の手続きをしなけ  
ればならない。ただし、第3条第1項第5号に定める者の利用は、あらかじめ授業担当教員  
が利用の申請を行っている場合に限る。

(貸出機器利用の優先順位)

第8条 貸出機器を利用する優先順位は、次の各号に掲げられる順位によるものとし、上位  
の利用に支障がない限り下位の利用を行うことができる。ただし、委員会が特に必要と認  
めた場合にはこの利用優先順位を変更して利用することができる。

- (1) 授業に係る利用
- (2) 学術研究上の利用
- (3) 大学の各種行事に係る利用
- (4) その他の学習
- (5) 委員会が承認したその他の利用

(貸出機器の破損・紛失)

第9条 利用者の過失による貸出機器の破損・紛失等については、その利用者自身が損失の  
実費を負担する。

(禁止行為)

第10条 施設及び機器の利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 施設及び機器を利用して他人の人権を損なう行為
- (2) 施設及び機器を利用した営利目的の行為
- (3) 施設を利用する他の利用者に対して迷惑又は損害を与える行為
- (4) 施設に本学の備品・用品以外の機器又は用品（ソフトウェアを含む）を持ち込み、他の利用者あるいは本学に対して迷惑又は損害を与える行為
- (5) 施設の備品・用品（ソフトウェアを含む）を許可なく本施設外へ持ち出す行為
- (6) 施設及び機器・用品を故意に破損・破壊する行為
- (7) 「TKU—NET利用細則」に反する行為
- (8) その他、委員会が特に定めた禁止行為

(私物の取扱)

第11条 施設内に持ち込まれた私物（本学の備品・用品以外のもの）の管理・保管については、その所有者あるいは持ち込んだ利用者（使用者も含む）が一切の責任を負うものとする。

- 2 委員会は、所有者が特定されずに一定期間放置されていると判断した私物について撤去・処分をすることができる。
- 3 施設内に持ち込まれた私物により、他の利用者及び本施設内の備品・用品等に被害あるいは損害が生じた場合には、過失・故意にかかわらずその所有者又は使用者に損失及び復旧工事費等の弁償費用を委員会又は本学は請求することができる。ただし、委員会あるいは本学と特に契約を交した場合には、その契約の範囲内においては責任を免除されることがある。

(利用資格の制限及び取消)

第12条 委員会は、この要綱に従わない利用者に対して、利用の制限をしたり、利用資格を取消したりすることができる。

(要綱の改廃)

第13条 この要綱の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

付 則

- 1 この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、メディア関連施設利用要綱は、2015年（平成27年）3月31日をもって廃止する。

付 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から改正施行する。